

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年3月まで

昭和40年12月に婚姻してから、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は夫に全て任せていたので、詳細は不明であるが、夫が加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までについて、申立人が所持する同年1月5日発行の国民年金手帳において、昭和46年度国民年金印紙検認記録欄に「46年4月から47年3月まで納付済」「A町」の押印が有り、割印の上、国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが確認でき、同様に47年度以降の印紙検認記録欄にも納付期間が記入された同一の押印が有り、同年度以降の国民年金保険料が現年度納付済みであることがA町（現在は、B市）の被保険者名簿において確認できることを踏まえると、当該期間についても現年度納付されたものとみるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年1月から46年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この加入時点では、当該期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、この期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によること

となるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、その旨の記載は見当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人の夫又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のうち昭和63年6月から同年9月までは30万円、申立期間③は32万円に訂正することが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月1日から同年10月1日まで
② 平成元年1月1日から同年6月1日
③ 平成元年6月1日から同年9月1日

申立期間①、②及び③について、自分が保管しているA株式会社の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に対応する保険料額よりも高いものとなっている。給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が所持するA株式会社(オンライン記録上では平成11年5月にB株式会社に改称)の給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち昭和 63 年 6 月から同年 9 月までは 30 万円、申立期間③は 32 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、社会保険事務所（当時）に対しオンライン記録どおりの報酬月額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 63 年 1 月から同年 5 月までの期間、及び申立期間②については、給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和52年5月から同年7月までは9万8,000円、55年1月から同年9月まで及び56年1月から同年5月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から56年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間について、所持する給料支払明細書で支給されている給与額に比べ、標準報酬月額が低い期間があることが分かった。申立期間のうち給与額と相違している期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和52年5月から同年7月まで、55年1月、同年5月から同年9月まで、56年1月から同年3月まで及び同年5月の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除さ

れていることが確認できる。

また、昭和 55 年 2 月から同年 4 月及び 56 年 4 月については、給料支払明細書は無いが、その前後の期間において給与から控除されている厚生年金保険料額が同じであり、同僚のうち 1 人は、「株式会社 A においては、保険料控除額は一旦変更された後は昇給するまでは一定していた。」と供述していることから、当該期間においても同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立人が所持する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、昭和 52 年 5 月から同年 7 月までは 9 万 8,000 円、55 年 1 月から同年 9 月まで及び 56 年 1 月から同年 5 月までは 15 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、照会を行うことはできないが、給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月、52 年 8 月から 53 年 5 月まで、55 年 10 月及び同年 11 月については、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額又は給与支給額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であるか、又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 4 月、53 年 6 月から 54 年 12 月及び 55 年 12 月については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給料支払明細書は無く、その前後の期間の給与支給額及び給与から控除されている保険料額は不明であることから、当該期間の給与支給額及び給与から控除されている保険料額を推認することは困難である。

さらに、株式会社 A は既に解散しており、当時の事業主も死亡している上、同社における同僚に照会した結果においても、当該期間に係る申立人の主張する報酬月額に基づく給与から厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に、同社C部における資格取得日を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月13日から同年4月12日まで
A株式会社に昭和43年3月22日に入社後、平成19年6月28日まで継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたが、申立期間における厚生年金保険被保険者期間の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された勤務証明書、人事記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の回答から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA株式会社から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は110円、同年4月から同年6月までは120円、同年7月から22年6月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和21年3月から同年6月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和21年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、事業主が申立人に係る昭和21年8月から22年6月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年7月1日まで

A株式会社に昭和12年4月に入社以来、52年3月31日に退職するまでの40年間継続して勤務した。しかし、同社D出張所に勤務していた期間の一部は厚生年金保険の記録が無いので調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社が作成した「在籍証明書」、同社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和21年7月1日同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和21年3月は110円、同年4月から同年6月までは120円、同年7月から22年6月までは600円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A株式会社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年8月1日であり、申立期間のうち同年7月1日から同年8月1日までの期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかし、A株式会社社史において、同社D出張所の管轄は、当初は同社B支店、昭和21年7月以降は同社C支店であることが確認できること、同社C支店は法人事業所であること、同僚の供述からC支店設立日は同年7月1日であり、同日において5人以上の従業員が勤務していたことが推認できること、及び同社C支店の新規適用時の被保険者も約70人確認できることから、同社C支店は同日において、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立期間のうち、昭和21年3月1日から同年7月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間のうち、昭和21年7月1日から同年8月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和21年8月1日から22年7月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、他の家族の分と一緒に昭和36年4月頃、姉が行ってくれ、申立期間の国民年金保険料は、38年5月に婚姻するまでは集金人に家族の分と一緒に納付してくれていた。婚姻後の保険料は私が夫の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が国民年金の加入手続を行い、婚姻前の国民年金保険料も家族（姉、兄夫婦及び弟）の分と一緒に納付してくれ、婚姻後の保険料は、自身が夫の保険料と共に、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、昭和36年9月に申立人の姉、兄夫婦及び弟と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、同手帳記号番号払出簿には、同手帳記号番号が払い出されたものの、その後取り消されたことを意味する「消除」の記載が有る上、オンライン記録では、この同手帳記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人には、上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号（*）が、婚姻後の昭和40年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃改めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた

時期ではなく、遑って納付したとの主張も無い。

なお、申立期間のうち、婚姻後に当たる昭和 38 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は、一緒に納付していたとする申立人の夫も未納である。

さらに、申立人の姉又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から52年3月まで

婚姻した昭和50年10月頃に、妻がA市B区役所C出張所で自身の手続と一緒に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。妻は、その際、遡って納付できると教えられ、後日、私の国民年金保険料5万数千円を納付してくれ、その後は自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和50年10月頃にA市B区役所C出張所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、加入前の国民年金保険料5万数千円を遡って納付し、加入後の保険料も申立期間を含め夫婦二人分を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月にその妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、このことは申立人夫婦が所持する年金手帳の発行時の住所地として、前記の加入当時に居住していたA市B区Dの住所地が記載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

なお、A市では区役所出張所で国民年金の加入手続を行っていないとしている。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人夫婦

は、申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの二人分の保険料額、合わせて5万2,800円を同年10月17日に過年度納付していることが、E年金事務所が保管している領収済通知書により確認できるとともに、後続する昭和53年度以降について、夫婦そろって現年度納付していることが、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認できることを踏まえると、申立人は、その妻が行った加入手続時期や遡って納付した期間等について誤認しているものと考えられる。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

婚姻した昭和50年10月頃に、居住していたA市B区役所Cの出張所で夫婦の国民年金の加入手続を行った。その際、遡って納付できると教えられ、後日、夫の国民年金保険料5万数千円を納付した。私は20歳になった時期だったので、加入後の保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月頃にA市B区役所C出張所で夫婦の国民年金の加入手続を行った上、申立期間の国民年金保険料を現年度納付し、夫については5万数千円を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月にその夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、このことは申立人夫婦が所持する年金手帳の発行時の住所地として、前記の加入当時に居住していたA市B区Dの住所地が記載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

なお、A市では区役所出張所で国民年金の加入手続を行っていないとしている。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの二人分の保険料額、合わせて5万2,800

円を同年 10 月 17 日に過年度納付していることが、E年金事務所が保管している領収済通知書により確認できるとともに、後続する昭和 53 年度以降について、夫婦そろって現年度納付していることが、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認できることを踏まえると、申立人は、加入手続時期や遡って納付した期間等について誤認しているものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

私は、昭和38年6月に婚姻したのを契機にA県B市に居住し、同年7月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。私がC市の実家に帰っていた時期は、B市にいる義母が保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に昭和38年7月頃国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和41年4月1日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記載とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、前記の被保険者名簿の40年3月以前の検認済記録欄には、国民年金保険料の納付を要しないことを示すとみられる斜線が施されており、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号

番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に婚姻時の氏名「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

私がA市B区に在ったC社に住み込みで働いていた昭和36年3月頃、経理を担当していた社長の奥さんが私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、C社を辞める際、国民年金手帳を奥さんから受け取った覚えもあり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月頃、雇用主の妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人が申立期間当時に住み込みで働いていたとするA市B区を含めD県内全てについて、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、旧姓の「E（漢字）」及び「F（漢字）」、「G（カナ）」で検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の雇用主の妻は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の雇用主の妻又は申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年3月まで

私は、昭和43年6月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻の分と一緒に隣組の組長に渡しており、妻は納付済みである。また、私が47年4月に共済組合に加入した際、国民年金加入期間と重複して納付していた保険料を返してもらったことを覚えている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年6月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の昭和35年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、36年12月30日付けで厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失するまでの同年4月から同年11月までの保険料を納付していることが、A町の国民年金被保険者名簿で確認できるものの、その後に国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらず、このことはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、上記の昭和36年12月30日付け厚生年金保険加入の記録について、

正しくは、同年10月5日付けであることが判明したことに伴い、既に納付済みであった36年10月及び同年11月の国民年金保険料額合計200円は厚生年金保険と重複納付となったため、平成元年6月に還付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、保険料を納付した期間について誤認しているものと推認される。

また、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年9月までの期間、61年4月から同年6月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から59年9月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和49年1月に離婚後、両親や子供と一緒に生活していたが、申立期間①については、「子供が中学を卒業するまでの間、国民年金保険料について全額免除の手続きを取っておく。」とA区役所の担当者が話したことを母親から聞いた記憶がある。また、59年以降は自身で保険料の免除手続きを行ったので、申立期間②及び③については、保険料が全額免除されているものと思っていたが、いずれの申立期間についても年金記録が免除とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、A区役所から免除手続きをしておくと言われたことを記憶しており、申立期間②及び③の保険料については、自身で申請免除手続きを行ったため免除されているはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が、国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年度、申請者として市町村長を経由し、保険料免除申請書を都道府県知事に提出する手続きを経て承認されるものである上、申立期間①当時における義務教育の子を有する場合の保険料の免除適用についてB市保健福祉局に照会したところ、「国民年金保険料の免除の適用は法

令等に基づき運用しており、B市独自の運用は無い」と回答しており、申立人が述べている取扱いは、運用上においても行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③について、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、いずれの申立期間も保険料が免除された記録とはなっておらず、このことはオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和55年7月

会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、役所の職員から、「今まで納付していない数か月分の保険料を納付するように。」と言われ、言われるままに、2、3万いくらかを納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、役所の職員から、「今まで納付していない数か月分の保険料を納付するように。」と言われ、2、3万いくらかを納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において、はじめて国民年金の被保険者となった日は昭和55年8月11日とされており、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、資格取得日が同日とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間後の昭和55年8月から56年3月までの国民年金保険料（3万160円）を同年3月25日までに納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から57年4月までの期間及び同年11月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から57年4月まで
② 昭和57年11月から59年7月まで

会社を退職した際、母親から国民年金に加入することを勧められたため、昭和54年7月頃、母親に加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料は、雇用保険の給付金から納付してもらっていた。当時の手帳は見つからないが、母親が私に、「これがあなたの手帳だから」と、自分のものともう1冊同じものを見せてくれたことは確かである。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際、その母親から国民年金の加入を勧められ、昭和54年7月頃、母親に加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料は、雇用保険の給付金から納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索し、オンライン記録において氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

私は、婚姻した昭和42年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は妻の分と一緒にA市B区役所から職場であるCに来ていた集金人に納付していた。納付していないことになっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその妻の分と一緒にA市B区役所から職場であるCに来ていた集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までについて、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和45年4月1日」と記載され、このことは、当時の被保険者台帳である特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された51年7月の時点において、

当該期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができず、納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

加えて、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までについて、申立人は、当該期間に後続する同年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが上述の特殊台帳及び領収済通知書により確認できるものの、当該期間については、特殊台帳に保険料が納付されたことが確認できる記載は無く、領収済通知書も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、D 県内全てを対象に「E（漢字）」、「F（カナ）」及び「G（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年3月まで

婚姻のためA県に転居する時に、兄から、「A県に行ったら面倒は見られないと思うので、国民年金保険料は納付しておくように。」と言われたため、厚生年金保険に加入するまで引き続き納付していた。昭和56年6月で厚生年金保険脱退後も国民年金に再加入して、定期的に申立期間の保険料をB郵便局などで納付していた。未納となっていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月で厚生年金保険脱退後も国民年金に再加入して、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、昭和50年4月12日付け厚生年金保険加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失した申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時居住していたC市D区において、申立期間に係る同被保険者資格を再取得する必要があるが、その届出は、申立人が所持する年金手帳の記載から59年11月1日に行われたものと推認でき、このことは、C市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和59年度から登載されていることとも整合していることから、同市では、申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、上記の届出時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには

特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 27 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 53 年 1 月 1 日から 56 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 61 年 8 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで

申立期間①は、A有限会社を退職後、雇用保険の失業給付を受給していることから、厚生年金保険の加入期間が6か月しかないことに納得できない。少なくとも1年位は厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②は、B株式会社に正社員として勤務し、当時の制服も保管していることから、厚生年金保険の加入期間がないことに納得できない。

申立期間③は、昭和 61 年 8 月に株式会社Cを設立した時に入社し、翌年には厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。加入期間が4か月間というのは納得できない。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社に係る申立期間①について、申立人は、A有限会社を退職後、雇用保険の失業給付手当を受給していることから、当該事業所に少なくとも1年間は勤務していたと主張しているが、当時の雇用保険法をみると、6か月以上の被保険者期間があれば、失業給付の基本手当が給付されることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の被保険者情報では、申立人は当該事業所を退職（昭和 52 年 1 月 26 日）後に離職票が交付され、失業給付の基本手当が支給されたことが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主に照会しても「平成

11年9月に倒産し、書類関係は処分済みである。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の複数の元同僚に照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

B株式会社に係る申立期間②について、当該事業所における申立期間当時の複数の元同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間のうち昭和53年3月8日から同年5月20日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料が残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険と健康保険、厚生年金保険をセットで記入、提出していた。」と供述しているが、当該事務担当者を含め複数の元同僚の厚生年金保険の被保険者資格日は、雇用保険の被保険者資格取得日の数か月後になっていることから、当該事業所は、申立人の雇用保険と厚生年金保険の資格取得手続を同日とする取扱いでなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

株式会社Cに係る申立期間③について、申立期間当時の複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立期間③の一部については、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Cに照会したところ、「申立人を外注（下請け）として雇用していた。また、当時の関係資料は、法的に定められている保管期間が過ぎており、廃棄処分しているために、提供できない。」と回答しており、申立期間③において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、オンライン記録において、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和63年2月1日であり、申立人が記憶している複数の元同僚も、申立人と同日で、厚生年金保険に加入している上、当該同僚は給与明細書を所持していないことから、厚生年金保険料の控除について確認すること

ができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 1 月まで

A株式会社を退職してから、B株式会社（後に、株式会社C）において、D氏やE氏の下で、昭和 39 年 3 月から 40 年 1 月まで勤務していた。厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がB株式会社において、D氏を長とする「受取（請負）」のグループの一員として就業していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本により既に破産していることが確認でき、破産当時の事業主に照会しても、「貸金台帳等関連資料は保管されていない。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、当時の経理担当者は、「申立人及びD氏並びにE氏はB株式会社において、社員ではなく、「受取」として仕事をしていたのであり、当該事業所から給与は支給しておらず、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と供述しているほか、複数の元同僚は、「同社の正社員だけが厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「当時の給料は、B株式会社からの受取（請負）額の何パーセントかを親方が取り、残りを他の者で分けてもらっていた。」旨供述している。

以上の事情から、D氏及びE氏は個人としてB株式会社から仕事を請負って、同社の工場内で業務に従事しており、申立人は、D氏及びE氏に個人的に使用されていたと考えるのが相当である。

また、申立人が申立期間当時の親方であったと供述するD氏及びE氏について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録は無い上、オンライン記録によると、D氏は申立期間の一部期間においてA株式会社で厚生年金保険に加入し、その後国民年金に加入していたことが確認でき、E氏も申立期間において国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号が連続している上、欠番も見られないことから、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月まで

申立期間について、A 有限会社（現在は、株式会社 B）の給与の支給額と標準報酬月額を比べると、標準報酬月額の記録が低くなっているの
で、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 有限会社の承継事業所である株式会社 B に照会したところ、「申立期間の資料が残存していない。」と回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の元同僚に照会した結果、回答のあった 9 名からは、標準報酬月額に関する供述を得ることができない上、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、当該事業所における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立期間の複数の女性の元同僚の中で高額であり、元同僚の一人も申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が次回の定時決定で減額改定されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容は、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行なわれた形跡もない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月26日から同年5月10日まで
② 昭和38年6月6日から同年7月21日まで

私は、株式会社A（現在は、B株式会社）に昭和 37 年8月1日から42年3月16日まで継続して勤務していた。在職中に長期病欠をしたことがあるものの、会社に対して退職届を提出したことは無く、再入社試験等も無く職場復帰しており、病欠期間も含めて同社に在籍していた。

しかし、厚生年金保険の記録では申立期間①及び②が空白となっているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本の記録によると、株式会社Aは既に合併により解散しており、当時の事業主も所在不明である上、後継事業所であるB株式会社は、申立人に係る関係書類を保存していない旨回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aにおいて、申立期間当時に総務関係の担当であったとする同僚は、「申立人は休んでいた期間があったが、時期は覚えていない。病休の社員の社会保険をどのように扱っていたかは不明である。」と供述している上、そのほか複数の同僚も申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できる供述は得られない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間①及び②に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立期間①及び②前後の申立人の整理番号は、3番、110番及び139番といずれも異なっていることから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月25日から27年6月1日まで

昭和26年3月25日からA株式会社B所で、C作業に従事した。厚生年金保険の被保険者資格取得日が27年6月1日とされているのはおかしいので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の一人が「申立人は昭和26年3月から雇員として勤務していた。」と供述しているほか、申立人は昭和27年12月5日付けの国家試験合格証を所持しており、当該試験の受験要件が実務経験1年以上であったことを踏まえると、申立人が少なくとも申立期間の一部においてA株式会社B所に勤務していたものと推認できる。

しかし、A株式会社B所は昭和39年3月30日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であるため供述を得ることができない。

また、同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る供述は得られない上、複数の同僚は試用期間があった旨を供述しているところ、これらの同僚は記憶する入社日より厚生年金保険加入日が遅いことが確認できることから、申立期間当時、A株式会社B所においては必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、同僚の供述から、所在地は異なるがA株式会社B所と事業主の氏名が同一である厚生年金保険適用事業所「A株式会社」が確認できるが、昭和35年10月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所

在不明であるため供述を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月から 11 年 8 月まで

A 株式会社にて在職中に給与が減額されたことは無かったにもかかわらず、年金記録では平成 9 年 10 月から標準報酬月額がそれまでの 26 万円から 24 万円に減額されているのは、ミスによるものであると思われるので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管する申立人の平成 9 年度及び 10 年度の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」に記載されている給与支給額から検証した標準報酬月額は 24 万円相当であることが確認できる上、平成 9 年 10 月の定時決定に係る「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」、及び 10 年 10 月の定時決定に係る「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」において、申立人の標準報酬月額は 24 万円と記載されていることが確認できる。

また、A 株式会社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 24 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から31年6月20日まで
有限会社Aの申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 資格期間 71 支給金額 9,021 円 支給年月日 33. 9.15」等が記載されている上、当該支給金額は法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間が20年以上無ければ老齢年金が受給できなかったことから、申立人がその当時において脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。